

小野市地域防災計画

(原子力等災害対策計画)

第1編 総 則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策

第4編 復旧計画

令和3年8月

小 野 市 防 災 会 議
小 野 市

【目 次】

第1編 総 則

第1章 計画の趣旨	1
第1 計画の目的	
第2 定 義	
第3 対象範囲	
第4 他の計画との関係	
第5 計画の修正	
第6 計画の習熟	
第2章 防災関係機関の業務の大綱	3
第1 本市の処理すべき事務又は業務の大綱	
第3章 小野市に係る原子力事業所等の現状	4
第1 放射性同位元素取扱事業所	

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針	5
第1 目 的	
第2 法令に基づく各機関の 予防対策に関する責務	
第2章 救援・救護活動体制の整備	6
第1 消防活動体制の整備	
第3章 平時からの防災関係機関等の連絡体制の整備	7
第1 防災関係機関との連携	
第2 専門家の派遣	
第4章 災害時要援護者支援対策の強化	8
第1 災害時要援護者の把握と 情報伝達体制の整備	
第2 社会福祉施設等の防災体制の整備	
第3 外国人支援対策の強化	
第5章 原子力災害等に関する学習等の充実	9
第1 周知の方法	
第2 周知内容	

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針	10
----------	----

第1	各機関の応急対応の概要	
第2	情報の収集・伝達	
第3	災害情報等の収集、報告等	
第2章	動員の実施	17
第1	動員体制	
第2	災害警戒本部が設置されたとき	
第3	災害対策本部が設置されたとき	
第3章	組織の設置	19
第4章	防災関係機関等との連携及び職員の派遣	20
第1	知事に対する応援要請	
第2	他の市町に対する応援要請	
第3	消防、病院の広域応援要請	
第4	自衛隊の派遣要請・受入れ	
第5	応援要請の受入れ体制	
第5章	災害情報等の提供と相談活動の実施	24
第1	災害情報等の提供と相談活動の実施	
第2	市の相談活動	
第6章	救援救護活動等の実施	25
第1	実施機関	
第2	警戒区域の設定	
第3	避難等の実施	
第7章	救急救助活動の実施	29
第1	現場から医療施設への負傷者等の搬送	
第2	医療関係者の出動要請	
	並びに現場及び搬送中の救急措置	
第3	負傷者等の収容	
第4	関係機関への協力要請	
第8章	消火活動の実施	31
第1	放射性物質の輸送中の事故に伴う	
	火災に対する消火活動	
第2	放射性同位元素取扱事業所の	
	火災に対する消火活動	
第9章	飲料水、食物等の摂取制限等	33
第1	飲料水の摂取制限と供給	
第2	飲食物の摂取制限と供給	
第10章	災害時要援護者支援対策の実施	34
第1	情報伝達	
第2	避難対策	

第 1 1 章 社会秩序対策の実施 35

第 1 治安の確保

第 2 流言飛語の防止

第 3 悪質商法等の防止

第 4 編 復旧計画

第 1 章 各種制限措置の解除 36

第 1 対象原子力災害等に
係る各種制限措置の解除

第 2 安全宣言

第 2 章 風評被害等の影響の軽減

第 3 章 心身の健康相談体制の整備

第 1 原子力事業者の措置

第 2 市の措置

第 1 編 総 則

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の趣旨

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、小野市の地域に係る原子力災害等に関する対策について、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第 2 定 義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「放射性物質」とは、「原子力基本法」第 3 条第 1 項第 3 号に規定する核燃料物質、核原料物質及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(以下「放射線障害防止法」という。)第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質によって汚染された物をいう。
- 2 「原子力災害」とは、「原子力災害対策特別措置法」(以下「原災法」という。)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する被害をいう。
- 3 「原子力事業者」とは、原災法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する事業者をいう。
- 4 「原子力事業所」とは、原災法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する工場又は事業所をいう。
- 5 「特定事象」とは、原災法第 10 条第 1 項に規定する事象をいう。
- 6 「原子力緊急事態」とは、原災法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する事態をいう。
- 7 「放射性同位元素取扱事業者」とは、放射線障害防止法第 11 条、第 11 条の 2 及び第 15 条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者をいう。
- 8 「放射性同位元素取扱事業所」とは、放射線障害防止法第 18 条に規定する工場又は事業所をいう。

第 3 対象範囲

この計画は、次に掲げる災害又は事象(以下「対象原子力災害等」という。)が発生した場合に適用する。

- 1 放射性物質の事業所外運搬において、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外に放出される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合(以下「事業所外運搬災害等」という。)
- 2 放射性同位元素又は放射線が異常な水準で放射性同位元素取扱事業所外に放出される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合(以下「放射性同位元素取扱事業所災害等」という。)
- 3 放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が発見される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合(以下「不法廃棄等事象」という。)
- 4 県外における原子力災害等の発生により、水道水、農業用水、農産物及び土壌等が汚染され、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合、または県外における原子力災害により、大量の避難者の受け入れが必要な場合(以下「県外原子力災害等事象」という。)

第4 他の計画との関係

1 兵庫県地域防災計画との関係

この計画は、兵庫県地域防災計画と抵触しないように策定するものである。

県域的な指針がある場合には、本計画の修正、追加を行う一方、計画の共通する部門、或いは広域的な対策が必要となる部門については、兵庫県地域防災計画による策定方針を準用するものとする。

2 小野市消防計画等との関係

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき小野市の全域にわたる災害から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的として策定される基本的かつ総合的な計画である。

一方、消防計画は消防組織法に基づき、市民の生命、財産を保護し、被害を軽減することを目的とした消防機関活動を定める計画とし、具体的な活動方針については、消防本部において策定する災害計画によるものとする。

第5 計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、その都度速やかに修正するものとする。

第6 計画の習熟

この計画を円滑かつ的確に運用するため、本市各部局及び関連機関が平素から研究、訓練等の方法により計画の習熟に努めるとともに、本計画を住民の防災活動の指針として十分機能させるべく周知徹底に努める。

第 2 章 防災関係機関の業務の大綱

第 1 本市の処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備
- 2 防災に関する組織体制の整備
- 3 防災施設・設備等の整備
- 4 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備
- 5 防災に関する学習の実施
- 6 防災訓練の実施
- 7 所管施設の整備と防災管理
- 8 情報の収集・伝達
- 9 応急対策に係る組織の設置運営
- 10 情報の提供と相談活動の実施
- 11 被災者の救援・救護活動等の実施
- 12 廃棄物・環境対策の実施
- 13 交通・輸送対策の実施
- 14 所管施設の応急対策の実施
- 15 市域に係る復旧に関する事務又は業務の実施
- 16 所管施設の復旧

第 3 章 小野市に係る原子力事業所等の現状

小野市に係る原子力事業所等の現状を把握し、防災対策の参考に資する。

第 1 放射性同位元素取扱事業所

1 小野市における立地状況

令和 3 年 4 月 1 日現在、使用事業所 2 ヶ所が所在している

。（「放射性同位元素取扱事業所の許可等に関する書類」による。）

	事業所名	所在地
1	(財)兵庫県下水道公社加古川上流管理事務所	小野市黍田町字沖中曽根 398-2
2	北播磨総合医療センター企業団	小野市市場町 926-250

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針

第1 目 的

この計画は、次の原子力等災害の応急対策を迅速かつ円滑に展開するための制度・システムの整備の内容等について定める。

第2 法令に基づく各機関の予防対策に関する責務

原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づき、原子力事業者・放射性物質取扱事業者には、それぞれ、

- | |
|---|
| 1 保安規定（原子炉等規制法の適用を受ける事業所）
2 予防規定（放射線障害防止法の適用を受ける事業所） |
|---|

を作成することが義務付けられている。

また、各事業所の特殊性を考慮して、個々の事業所ごとに予防対策を効率的に運用するための種々の管理上の基準が設けられており、それらは保安規定あるいは予防規定に詳細に記載されている。

さらに、原災法により、原子力事業者が行う予防対策として、次の事項が定められている。

- | |
|---|
| ① 原子力事業者防災業務計画の策定義務付け（第7条第1項）
② 原子力防災組織の設置（第8条第1項）
③ 原子力防災管理者の選任（第9条第1項）
④ 通報を行うために必要となる放射線測定設備の設置及び記録の公表の義務付け（第11条第1項及び第7項）
⑤ 放射線障害防護用器具、非常通信機器その他の資材又は機材の備付け（第11条第2項） |
|---|

小野市については、法令に特別な定めはないが、対象原子力災害等から市民の生命、身体及び財産を保護するため、「第3章 災害応急対策計画」に定める各種対策を実施する上で、適切な予防対策を講じる必要がある。

第2章 救援・救護活動体制の整備

第1 消防活動体制の整備

消防機関は、放射性同位元素取扱事業所の立地状況等も踏まえ、次に掲げる消防活動体制の整備に努めることとする。

- 1 防災資機材（放射線計測資機材、放射線防護資機材を含む。）の整備
- 2 職員の研修・訓練（放射線計測、放射線防護（除染を含む。）、放射線による影響等に関する研修、訓練を含む。）
- 3 事業所等の把握
- 4 緊急時医療体制の整備

(1) 関係職員の研修

市は、医療従事者等に対し、放射線医学総合研究所等の関係機関が実施する研修への参加等により、放射線の性質、単位等の基礎知識や放射線防護の技術（除染を含む）、放射線障害、被ばく・汚染患者の取扱い等の知識・技術の取得に努めさせることとする。

(2) 緊急時対応可能医療機関の把握

市は、以下の区分により、地域内外の緊急時対応可能医療機関（救急疾患と汚染・被ばくを伴う患者の治療を行える施設）を事前に把握するよう努めることとする。

(3) 区 分

① 放射線障害専門病院

重度の内部汚染に対処できる能力を持つ施設

② 緊急被ばく医療施設

ア 5～6 Gy 以上の全身被ばく患者の治療（緊急被ばく医療、救急医療、皮膚科、造血幹細胞移植専門家が必要）を行える施設

イ 2 Gy 以上の全身被ばく患者の治療を行える施設（無菌室が必要）

ウ 汚染（体表面、創傷部）を伴う患者の治療を行える施設

第3章 平時からの防災関係機関等の連絡体制の整備

第1 防災関係機関との連携

市は、県の「原子力等災害の応急対策計画」に記載している対策を円滑に実施できるよう、県、県警察本部、その他防災機関と必要な体制整備を図ることとする。

第2 専門家の派遣

1 核燃料物質等の事業所外運搬災害等

- (1) 市は、原子力事業者から市内における特定事象発生のお知らせを受けた場合、必要に応じ国に対し事態把握のため専門的知識を有する職員の派遣要請の手続きをあらかじめ定めておくこととする。(原災法第10条第2項)
- (2) 市は、「放射性物質の事故時安全対策に関する措置について(昭和59年2月、放射性物質安全輸送連絡会)」に基づき、放射性物質の輸送中の事故に際し必要に応じ国から派遣される専門家の受入についてあらかじめ定めておくこととする。

第4章 避難行動要支援者支援対策の強化

高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者に対し、対象原子力災害等発生時に迅速、的確な対応を図るための体制整備について定める。

第1 避難行動要支援者の把握と情報伝達体制の整備

1 避難行動要支援者の日常的把握

市は、民生委員、児童委員、訪問介護員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、高齢者、障がい者等の要救護者の状況を把握し、コミュニティ・ファイル等を作成しておくなど、対象原子力災害等発生時に迅速な対応ができる体制を整備することとする。

2 障害者への情報伝達

市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報を入手できない障がい者に対し、その情報伝達に必要な専門技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備することとする。

また、市は、防災知識の普及啓発に努めるほか、防災上の相談・指導を行うこととする。

第2 社会福祉施設等の防災体制の整備

市は、次の対策を講じることとする。

- 1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立
- 2 社会福祉施設の対応強化
- 3 社会福祉施設等の整備
- 4 市立社会福祉施設の地域社会等に対する支援拠点としての位置づけ
- 5 高齢者、障がい者等に配慮した避難所の整備

第3 外国人支援対策の強化

外国人に対する日常の情報提供及び対象原子力災害等発生時の情報伝達等の方法については、ボランティアの活用により可能な限り多言語による相談を行う。

- 1 外国人に対する日常の情報提供の体勢づくり
- 2 災害時における情報伝達及び安否確認

第5章 原子力災害等に関する学習等の充実

市は、市民に対して、県の助言、情報提供等の支援を受けながら、原子力災害等に関する知識の普及及び啓蒙を図るため、防災学習の推進に関する事項について定める。

第1 周知の方法

市は、次に掲げる方法により、知識の普及及び啓蒙に努める。

- 1 兵庫県広域防災センター等の活用
- 2 インターネット、広報「おの」等の活用
- 3 県民を対象とした研修会への参加

第2 周知内容

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること（放射線の単位、汚染と被ばくの違い、放射線の人体影響等）。
- 2 放射性物質規制の概要（法体系、利用用途、用途毎の存在形態等）
- 3 原子力施設等の概要に関すること。
- 4 対象原子力災害等とその特性に関すること。
- 5 緊急時に市等が講じる対策の内容に関すること。
- 6 対象原子力災害等発生時における留意事項
（特に身体の防護方法、妊娠・乳幼児等に配慮した緊急措置方法）
- 7 その他必要と認められる事項

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針

この計画は、原子力等災害が発生した場合の応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、市、県、その他の防災関係機関の緊急時の情報の収集・伝達体制、組織体制、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制及び必要な対策について定める。

第1 各機関の応急対応の概要

1 事業所外運搬災害等の場合

(1) 核燃料物質等の事業所外運搬の場合

① 原子力事業者等

原子力事業者が選任する原子力防災管理者は、県内における核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項で定める通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、15分以内を目途として、その旨を、県、事故発生場所を管轄する市町等に通報することとする。

また、原子力事業者等は、直ちに、立入制限の設定、汚染、漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図ることとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の支援要請を行うこととする。

原子力緊急事態宣言が行われた場合には、国とともに、原子力事業所に準じた緊急事態応急対策（原災法第26条第1項）を主体的に講じることとする。

② 市

市は、特定事象発生があった場合には、直ちに、応急対策の実施に備え、必要な体制を整えとともに、情報の収集・伝達に努めることとする。また、原子力緊急事態宣言が行われた場合には、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持対策の応急対策を実施することとする。

(2) 放射性同位元素等に係る事業所外運搬の場合

① 放射性同位元素取扱事業者等

放射性同位元素取扱事業者等は、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合には、直ちに、その旨を県警察本部又は海上保安本部に通報するとともに、消火、延焼防止、避難の警告、救出、汚染の拡大防止及び除去等の応急の措置を講じることとする。また、放射性同位元素取扱事業者等は、遅滞なく、その旨を文部科学省又は国土交通省に届け出ることとする。（放射線障害防止法第33条第1項、第2項）併せて、消防本部にも通報することとする。

② 発見者

放射性同位元素に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が

発生するおそれがあり、又は発生した場合には、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を県警察本部又は海上保安本部に通報することとする。(放射線障害防止法第33条第2項)あわせて、消防本部にも通報することとする。

③ 市

市は、上記事案の発生を覚知した場合は、直ちに、応急対策の実施に備え、必要な体制を整えるとともに、情報の収集・伝達に努めることとする。また、応急対策を実施するため又は応急対策に備えるため必要があると認めるときは、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持対策の応急対策を実施することとする。

2 放射性同位元素取扱事業所災害等の場合

1 (2)と同様に対応することとする。

3 不法廃棄等事案の場合

(1) 発見者

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者(鉄鋼関連事業者等)は、直ちに、その旨を消防本部、県警察本部及び海上保安本部に通報することとする。また、関係法令による規制の対象となる場合又は対象となる可能性がある判断される場合には、文部科学省にも通報することとする。なお、一般発見者の通報先は、消防本部、県警察本部又は海上保安本部のいずれかとする。

(2) 県市町

県は、通報を受けた消防本部から連絡を受けた場合は、その旨を消防庁に報告することとする。なお、一般発見者からの通報の場合で、関係法令による規制の対象になる場合又は対象になる可能性がある判断される場合には、文部科学省にも連絡する。さらに、県・市町は、必要に応じ、災害等の応急対策を実施することとする。

4 県外原子力災害等事案の場合

(1) 県市町

県は、県外において対象原子力災害等が発生した場合は、関係省庁、関係府県及び原子力災害等が発生した原子力事業所の原子力事業者等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じ、入手した情報を市町等関係機関に提供することとする。

また、県・市町は、必要に応じ、災害広報等の応急対策を実施することとする。

(2) 関西電力㈱

関西電力㈱は、同社が運転する原子力発電所において、原子力災害が発生するおそれがあり又は発生した場合には、県に連絡することとする。

第2 情報の収集・伝達

対象原子力災害等の発生時等における情報の収集・伝達を防災関係者が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

1 事業所外運搬災害等の第一報の情報伝達

(1) 原子力事業者

原子力事業者が選任する原子力防災管理者は、県内における核燃料物質等の運搬中の事故による次に掲げる特定事象（原災法第10条第1項で定める通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、15分以内を目途として、その旨を国（官邸（内閣官房）、文部科学省、経済産業省、国土交通省、内閣府）県、事故発生場所を管轄する市町、県警察本部、消防本部、海上保安本部等に文章により通報することとし、主要な機関に対してはその着信を確認することとする。

- ① 火災、爆発その他これらに類する事象が発生した際に、運搬容器（事業所外運搬に使用する容器）から1m離れた場所において、1時間当たり100 μ Sv以上の放射線量が検出された場合又はその蓋然性が高い状態にある場合
- ② 火災、爆発その他これらに類する事象が発生した際に、運搬容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態にある場合
- ③ 原子力防災管理者は、特定事象の通報を行った後においても応急対策の活動状況等を随時連絡することとする。

（その他、地震、火災その他の災害が起こったことにより、核燃料物質等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合は、原子炉等規制法第64条第1項に定めるところによる。）

(2) 県

県は、(1)又は(3)により通報を受けた場合は、直ちに、その旨を発生市町に隣接する市町及び消防庁に連絡することとする。

(3) 市

市は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

なお、情報伝達系統は、「図1-1 核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等の情報伝達系統図」のとおりとする。

- ① 核燃料物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれのあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨が原子力事業者等から消防機関へ通報があったもの。
- ② 原災法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が消防本部にあったもの。

2 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合

市は、放射性同位元素等を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれのあるものを含む。）を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

なお、情報伝達系統は、「図1-2 放射性同位元素等の事業所外運搬災害等の情報伝達系

統図」のとおりとする。

3 放射性同位元素取扱事業所災害等の第一報の情報伝達

「放射性同位元素等の事業所外運搬の場合」に準じて対応することとする（ただし、国土交通省への通報は要しない）。

4 不法廃棄等事案発生時の情報伝達

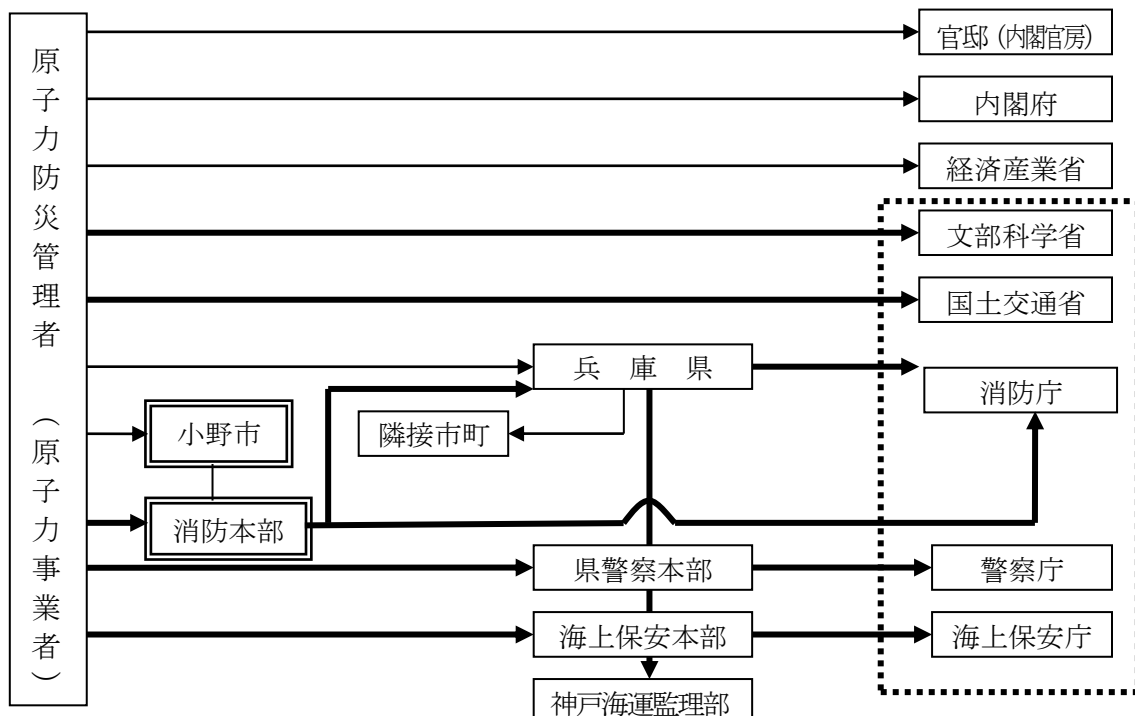
放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が発見される事態が発生した場合には、放射線障害等の被害を防止し、公共の安全を確保するため「放射性同位元素等の事業所外運搬の場合」及び「放射性同位元素取扱事業所災害等の第1報の情報伝達」の対応に準じ、次のとおり対応することとする。

なお、情報伝達系統は、「図2 不法廃棄等事案発生時の情報伝達系統図」のとおりとする。

5 県外原子力事業所災害事案発生時の情報伝達

- (1) 県は、県外に立地する原子力事業所において異常な事象等が発生した場合は、関係省庁（文部科学省、経済産業省、国土交通省、内閣府、消防庁等）関係府県から情報収集に努めることとする。
- (2) 関西電力㈱は、同社が運転する美浜発電所、高浜発電所、大飯発電所において、原子力災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、県に対して、情報連絡を行う。
- (3) 県は、必要に応じ、(1)及び(2)により収集した情報を市町等関係機関に提供することとする。

図1-1 核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等の情報伝達系統図



——：特定事象発生時若しくは災害に至らない場合又は災害に至る前段階の情報伝達経路

——：特定事象発生時の情報伝達系統

⋯⋯：放射性物質輸送事故対策会議（災害に至らない場合又は災害に至る前段階で開催される。）

図1-2 放射性同位元素等の事業所外運搬災害等の情報伝達系統図

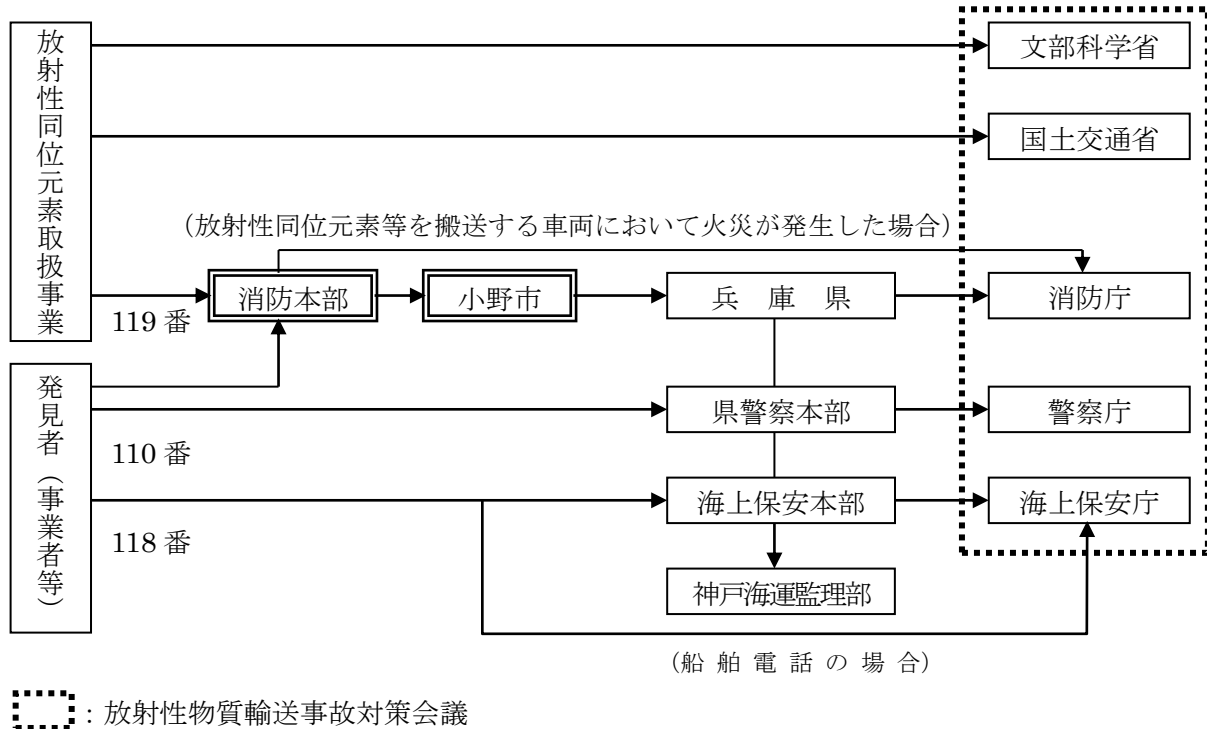
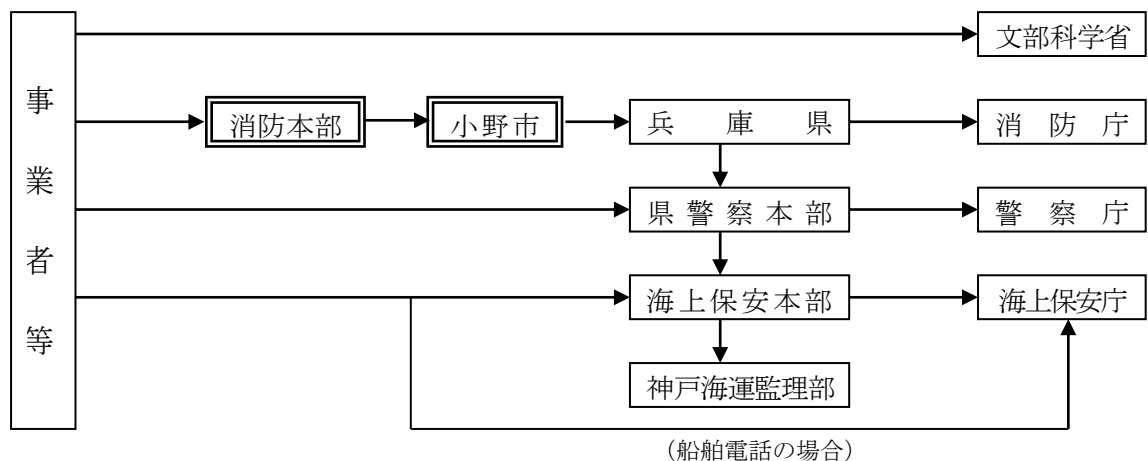


図2 不法廃棄等事案発生時の情報伝達系統図



第3 災害情報等の収集、報告等

1 収集の方法

市は、対象原子力災害等の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下この節においては「災害情報」という。）を収集することとする。

その際、当該対象原子力災害等が、自らの対応力のみでは十分な災害対応を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。

(1) 報告基準

市は、以下の種類の対象原子力災害等が発生したときは、県に災害情報等を報告することとする。

- ① 災害対策本部を設置したもの
- ② 対象原子力災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの
- ③ 対象原子力災害等の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度のもの
- ④ ①に定める災害になるおそれのある対象原子力災害等

(2) 報告系統

市は、県に災害情報を報告することとする。

市は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報を報告することとする。

ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対して報告することとする。

(3) 災害情報の伝達手段

- ① 災害情報の報告を行う機関は、対象原子力災害等の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力することとする。
- ② 市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市内の災害情報をとりまとめ、防災端末に入力することとする。
- ③ 災害情報の報告を行う機関は、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用することとする。
- ④ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線施設等を利用することとする。
必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。
- ⑤ すべての通信が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

2 報告内容

(1) 緊急報告

- ① 市は、事務所の周辺の状況を(庁舎緊急報告)の様式により県(災害対策本部が設置されている場合は災害対策本部、地方本部経由。以下「県(災害対策本部、地方本部経由)」という。)へ、衛星電話、ファクシミリ等もっとも迅速な方法で通報することとする。

(報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。)

② 市は、多数の死傷者が発生する等、消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

（報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている以上事象に係る情報があれば適宜補足することとする。報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。）

(2) 災害概況即報

市は、報告すべき対象原子力災害等を覚知したときは、直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、対象原子力災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、災害概況即報の様式により把握できる範囲から、逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

特に、対象原子力災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合には、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

（対象原子力災害等の規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。）

(3) 被害状況即報

市は、被害状況に関する情報を収集し、（被害状況即報）の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。

(4) 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

(5) 本計画に定めるほか、対象原子力災害等に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行うこととする。

第2章 動員の実施

対象原子力災害等の発生時等の職員の動員（参集・配備）体制について定める。ただし、消防本部、教育部、医療センター部については、別途定めることとする。

第1 動員体制

1 動員の基準

- (1) 放射性物質の運搬に係る事故等が発生したとき。
- (2) 放射性同位元素取扱事業所に係る事故等が発生したとき。
- (3) 放射性同位元素取扱事業所で放射性物質が発見されたとき。
- (4) 県外において原子力災害等が発生したとき。

2 臨時配備体制の基準

実施の責任者は本部室長（市民安全部長）とするが、防災班長（防災グループリーダー）が事務を代行する。

臨時配備の基準は次に定めるとおりとする。

勤務時間内の配備体制	職員は、臨時配備の場合は、市長があらかじめ任命した職員を中心に各臨時配備体制を執る。
勤務時間外の臨時配備体制及び参集職員	参集職員は、臨時配備の場合は、市長があらかじめ任命した職員を中心に各臨時配備体制を執る。 ただし、その他の職員にあっては、災害対策本部の組織体制に基づく連絡確認をとったうえで、自宅において所定の配備へ速やかに行動できるよう万全の準備をして待機するものとする。

3 動員配備

防災班長（防災グループリーダー）は、災害応急対策連絡網に基づく災害情報連絡（消防本部からの情報又は市民からの被害通報等）を受けたときは、直ちに参集職員への召集連絡を行う。また、参集職員は防災班長の指示に基づき、あらかじめ指定された場所（庁舎・防災センター又は所属の勤務場所）に参集し、情報収集・伝達にあたる。

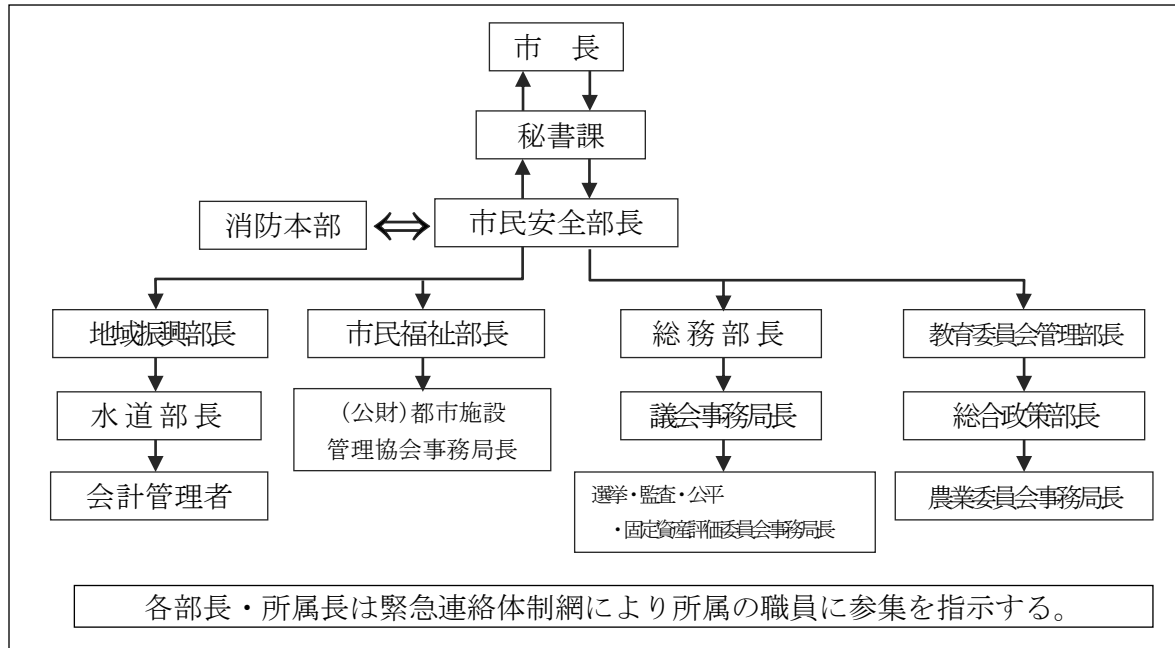
(1) 職員の行動

勤務時間外に配備の命令を受けた場合は、職員自身又は家族の被災等のため配備ができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。

- (2) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合は、居住地の周辺で大規模な被害が発生する等、人命救助活動等が実施されているときは、これに参加しその旨を所属長に連絡することとする。

ただし、災害対策本部員、部長、室長、課長、防災担当指定要員等は、この限りでない。

- (3) 時間外に配備の命令を受けた場合は、参集途上において、災害状況をできるだけ把握し、到着後各班長等を通じ「本部室」に報告する。



第2 災害警戒本部が設置されたとき

災害対策本部員、防災班、情報連絡班、消防本部等のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当り、状況により、必要な応急対策を実施すること。

第3 災害対策本部が設置されたとき

災害対策本部員のあらかじめ定めた職員は、直ちに配備につくこととする。

配備の原則は、災害対策本部長（市長）が決定する。

災害対策本部長（市長）は、災害の状況から必要と認めるときは、風水害等対策計画に準じて配備体制を決定する。

第3章 組織の設置

市の対象原子力災害等の発生時等の防災組織について定める。

災害対策本部の概要

名称	小野市原子力災害対策本部
設置者	小野市長
本部長	市 長 災害対策本部の設置をはじめ、予防(被害の拡大防止)及び応急対策に係る市長の職務に関して、市長に事故があるときは、副市長がその職務を代理することとする。
設置場所	小野市防災センター3階 市民防災研修室2（災害対策室）
設置基準	1 市域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき。 2 市域で対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、応急対策を実施するため又は応急対策に備えるため必要があると認められるとき。 3 県外にある原子力発電所等の原子力事業所において重大な事故が発生したとき。 4 その他不測の事態が生じ、又は生じるおそれがあるため必要があると認められるとき。
廃止基準	1 原子力緊急事態解除宣言があったとき。 2 応急対策が概ね終了したと認められるとき。 3 応急対策に備えるために設置した場合で、対象原子力災害等の発生するおそれが解消したと認められるとき。
業務	災害対策本部は、市の予防（被害の拡大予防）及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。特に初動時においては、動員の実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等との連携促進等に係る業務に重点的に当たることとする。
組織・運営	災害対策基本法、小野市災害対策本部条例及びこの計画に定めるところによる。
その他	1 災害対策本部の運営にあたっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 2 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。

第4章 防災関係機関等との連携及び職員の派遣

応急対策の実施に当たり、市をはじめ防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。

第1 知事に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対しできる限り次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

◆派遣を必要とする理由

◆派遣を必要とする人員、資機材等

◆派遣を必要とする場所

◆派遣を必要とする期間

◆その他応援に関し必要な事項

なお、具体的な要請ルートは、県が定める「ひょうご災害緊急支援隊の派遣要請等」の要綱による。

第2 他の市町に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するに当たり行政機関の協力が必要と認められる場合は、東播磨地域災害時における広域相互応援協定に基づき、防災班から応援を求めるものとする。

第3 消防、病院の広域応援要請

1 消防応援

(1) 全国に応援を求める場合

消防組織法に基づき、本部長が県知事を通じ消防庁長官に要請する。

(2) 近畿地区に応援を求める場合

大規模災害消防応援計画に基づき、消防長が神戸市消防局長を通じ大阪市消防局長に要請する。

(3) 県内に応援を求める場合

兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、消防長が代表消防本部を通じ神戸市消防局長に要請する。

【消防応援要請系統図】

	応援要請者	市の応援要請先	最終要請先
全国への応援要請	本部長 ⇒	県知事 ⇒ 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 TEL 078 - 362 - 9988	消防庁長官
近畿地区への応援要請	消防長 ⇒	神戸市消防局長 ⇒ TEL 078 - 333 - 0119	大阪市消防局長
県内への応援要請	消防長 ⇒	明石市消防本部（東播代表） ⇒ TEL 078 - 912 - 1111	神戸市消防局長

第4 自衛隊の派遣要請・受入れ

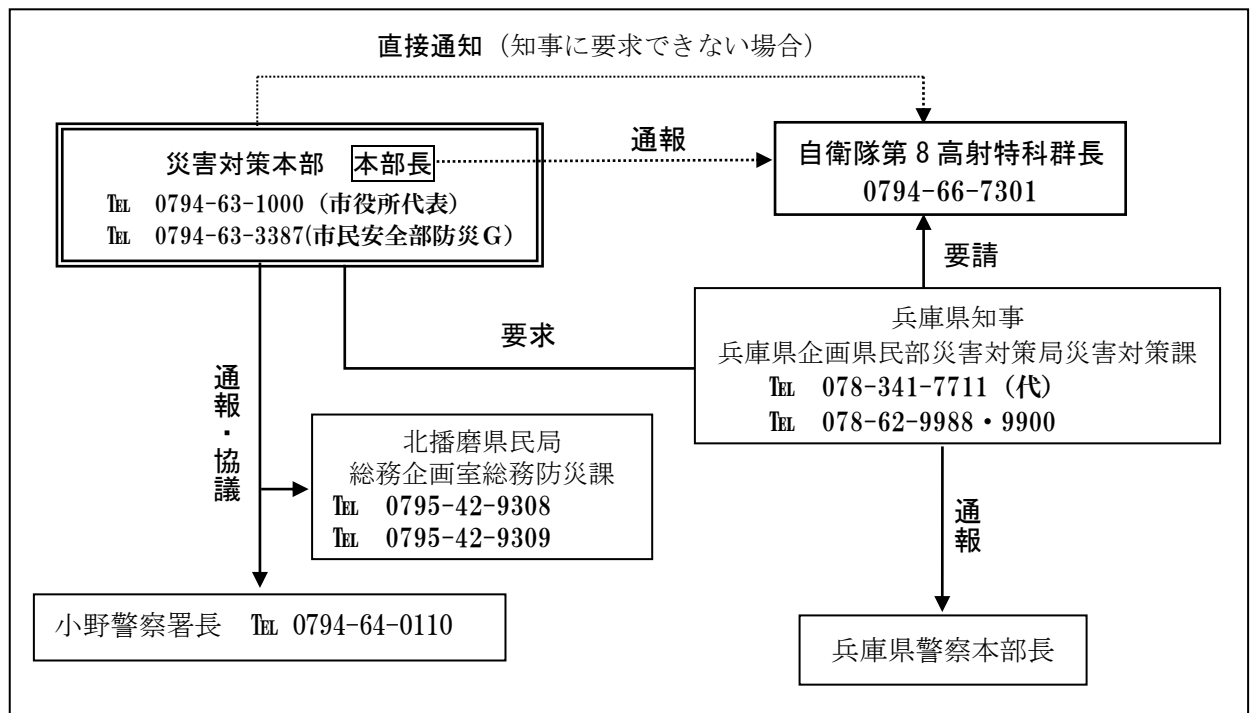
1 災害派遣要請の方法

本部長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請を求める。

ただし、通信の途絶等により、知事に対して自衛隊の派遣要請ができない場合には、本部長は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を報告する。

- ◆災害の状況及び派遣を要請する理由
- ◆派遣を希望する期間
- ◆希望する派遣区域及び活動内容
- ◆要請責任者の職氏名
- ◆災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- ◆派遣地への最適経路
- ◆連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

(1) 派遣及び撤収要請手続き系統図



(2) 関係機関連絡先等

	区 分			電 話 番 号	
				勤務時間内	勤務時間外
県	災害対策委本部	設置時	災害対策本部事務局	078-341-7711（代） 078-362-9988 078-362-9900	（時間内外とも）
		未設置時	兵庫県企画県民部 災害対策局 災害対策課	FAX 078-362-9911 078-362-9912	
	北播磨県民局長			0795-42-9308	0795-42-9309
警察	小野警察署長			0794-64-0110	同左

自衛隊	第3師団（第3部防衛班）	072 - 781 - 0021 内線 424, 333 FAX 233	072 - 781 - 0021 内線302
	第3特科隊（第3科）	079 - 222 - 4001～2 内線 235～238 FAX 239	079 - 22 - 4001～2 内線 302
	第8高射特科群	0794 - 66 - 7301 内線235 FAX 430	同左 内線 302

（注）陸上自衛隊に関する窓口は、原則として第8高射特科群とする。

（3）市の任務分担

- ① 作業実施期間中の現場責任者の設定
- ② 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備
- ③ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

（4）撤収要請

本部長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるとき、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議のうえ、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じた撤収の連絡を行うこととする。

（5）自衛隊の基本方針

- ① 自衛隊は、人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、管区海上保安本部長、大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することとする。
- ② 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとることとする。

ア 自主派遣の判断基準

災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

その他災害に際し、上記アからイに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めることとする。また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとなる。

なお、自衛隊の災害派遣は、知事等からの派遣要請に基づくことが原則であり、知事等は、自衛隊の派遣が必要と認められる場合には迅速に要請を行うよう努めることとす

る。

- ③ 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することとする。

(6) 活動内容

事 項	内 容
① 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
② 避難の援助	避難者の誘導、輸送等
③ 遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）
④ 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等
⑤ 消火活動	利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）
⑥ 道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
⑦ 応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は通常派遣要請者が提供）
⑧ 通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施
⑨ 人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
⑩ 炊飯及び給水	炊飯及び給水の支援
⑪ 物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救済品の譲与
⑫ 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去
⑬ その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

(7) 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担することとする。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその付帯する経費
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- ⑤ 島岐に係る輸送費等

第5 応援要請の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び市町長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。

第5章 災害情報等の提供と相談活動の実施

対象原子力災害等の発生時に住民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策について定める。

第1 災害情報等の提供と相談活動の実施

被災者又は関係者からの医療、生活必需品等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動について定める。

第2 市の相談活動

市は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図ることとする。

第6章 救援救護活動等の実施

事業所外運搬に係る原子力災害等の発生など不測の事態に備え、必要な避難対策について定める。

第1 実施機関

避難のための立退き等の指示の実施責任機関は次のとおりとするが、知事は市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。（災害対策基本法第60条第5項*～7項*。「*」は原子力災害については原災法第28条により読み替えて適用されるもの。以下この節において同じ）

1 核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等

避難のための立退き又は屋内への退避の指示	- 市長（災害対策基本法第60条第1項*） - 警察官（警察官職務執行法第4条第1項） （災害対策基本法第61条第1項*） - 自衛官（自衛隊法94条第1条）
----------------------	---

2 その他の対象原子力災害等

避難のための立退きの指示	- 市長（災害対策基本法第60条第1項*） - 警察官（警察官職務執行法第4条第1項） （災害対策基本法第61条第1項*） - 自衛官（自衛隊法94条第1条）
--------------	---

3 避難のための屋内への退避

(1) に準じて住民等に対して指導することとする。

第2 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防活動のための警戒区域の設定は消防法に基づいて行うこととする。

なお、知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする（災害対策基本法第73条第1項*）

① 災害全般について	- 市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員 （災害対策基本法第63条第1項*） - 警察官（災害対策基本法第63条第2項*） - 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）
② 火災・水災以外の災害について	- 消防吏員・消防団員（消防法第36条） - 警察官（消防法第36条）

第3 避難等の実施

1 組織的避難を要する場合

- (1) 原災法第15条に規定する内閣総理大臣からの避難指示等の実施の指示（以下「総理大臣指示」）があった場合
- (2) 事故等により、予想線量が原子力安全委員会の定める下表に掲げる指標に該当すると認められる場合
- (3) その他、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素又は放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがある場合

予想線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	① 放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ② ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ③ プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建家に退避するか、又は避難すること。

注) 1 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予想される線量である。

2 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量

ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

2 避難等のための指示

(1) 市長

- ① 市長は、内閣総理大臣指示があったときは、指示内容に基づき、屋内退避等の区分に応じた措置をとるものとする。
- ② その他の場合にあっては、市長は、事業者等が行う緊急時モニタリング結果等に基づき、被害予想地区の住民に対し、屋内避難等の区分に応じた措置をとることとする。

(2) 指示の内容

市長は、避難等の指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図

ることとする。

- ① 避難等の指示が出された地域名
- ② 避難経路及び避難場所
- ③ 避難時の服装、携行品
- ④ 避難行動における注意事項

3 指示の伝達方法

市長は、直ちに、広報車、消防車等による広報、警察官、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。

4 警戒区域の設定

(1) 設定の基準(災害全般)

- ① 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- ② 消防吏員は、消防活動を十分に行うため必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。(消防法第36条)

(2) 規制の内容及び実施事項

- ① 市長は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。
- ② 市長等は、住民の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

5 避難誘導

以下のほか、「原子力災害対策避難誘導等のための手引」(昭和56年1月、科学技術庁、消防庁)によることとする。

- (1) 市は、消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努めることとする。
- (2) 市は、あらかじめ名簿等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努めることとする。
- (3) 市民は、あらかじめ自らの地域の避難所と避難経路を把握しておくこととする。
- (4) 市民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かうこととする。
- (5) 市長は、避難に自家用車を使用しないよう指導することとする。

6 避難所の開設・運営等

(1) 対象者

災害によって現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれがある者等

(2) 避難所の指定

市は、収容能力、避難経路、避難に要する時間等を勘案の上、避難所を指定することとする。なお、コンクリート建物を使用するよう努めることとする。

(3) 設置期間

市は、放射性物質による汚染の状況等を勘案の上、国、県等と協議して設置機関を定めることとする。

(4) 避難所の運営

市は、避難所ごとの担当職員を定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とともに連携して、円滑な運営に努めることとする。

7 保健・衛生対策

(1) 救護班の活動

市は、現地医療機関だけで対応できない場合を想定して、あらかじめ地域防災計画で定める救護所の設置予定場所を特定し、救護班は救護所を拠点に巡回活動も行うこととする。

(2) 保健活動の実施

県(健康福祉事務所)と市は、医師会等関係機関と連携を図り、医師、保健師、栄養師等による健康相談や栄養相談等を実施することとする。

(3) 仮設トイレの確保

市は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理することとする。

(4) 入浴、洗濯対策

市は、仮設風呂や洗濯機を設置することとする。なお、その確保が困難な場合、県に民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を行うこととする。

8 広域避難所の設置

県外の原子力発電所等において重大事故が発生し、兵庫県等を通じ避難者の受け入れを求められたときは、広域避難所を設置し、(5)から(6)に準じ避難者の受け入れと対策を行うものとする。

広域避難所は、市民研修センター及び下東条体育館とし、収容人員は300人とする。

第7章 救急救助活動の実施

対象原子力災害等により、短時間に集団的に発生する負傷者等の発見、通報から搬送、救急医療の提供に至るまでのケア対策について定める。

第1 現場から医療施設への負傷者等の搬送

- 1 負傷者等の発見の通報を受けた消防本部は、直ちに救急車等を現場に出動させ搬送に当たることとする。なお、搬送にあたっては、放射能測定等により負傷者の状況把握に努めるとともに、職員の十分な汚染・被ばく管理を行うこととする。
- 2 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じることとする。
 - (1) 隣接消防本部への応援要請
 - (2) 兵庫県広域消防相互応援協定に定める応援要請
消防本部は、ヘリコプターの搬送を要すると判断した場合は、二次汚染を防止するために必要な措置を講じ、以下により対応することとする。
 - ① 消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）
 - ② 移送に際しては、専門家の指示を踏まえることとする。
- 3 消防本部は、放射線により被ばくした者（被ばくしたおそれのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者（汚染されたおそれのある者を含む。）（以下「汚染・被ばく者等」という。）等を搬送する場合は、以下の事項に留意することとする。
 - (1) 職員の二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を装着する。
 - (2) 機材等の二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。
 - (3) 過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送にあたっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート（濡れているとき）・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。

第2 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

市は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事業者等から要請があり必要と認めたときは、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者を現場へ出動させることとする。なお、その際には、放射線管理の専門家が同行又は合流することとする。

第3 負傷者等の収容

負傷者等の収容については、事業者が特に指示する場合を除き、次のとおりとする。

1 汚染・被ばく者等

緊急時医療対応可能機関

2 その他の負傷者

下記施設の活用を図ることとする。

- (1) 災害拠点病院
- (2) 2次救急医療機関
- (3) 救急告示病院・診療所
- (4) その他の医療機関

3 負傷者等が死亡した場合又は死亡して発見された場合

速やかに県警察本部に連絡し、死体検分その他所要の処理を行わなければならない。また、速やかな死体検分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力も得ることとする。

第4 関係機関への協力要請

対象原子力災害等の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力要請することとする。

第8章 消火活動の実施

対象原子力災害等に関する消火活動の実施について定める。

第1 放射性物質の輸送中の事故に伴う火災に対する消火活動

1 消防本部の措置

(1) 輸送責任者等との連携

- ① 消防本部は、輸送車両に放射性物質の輸送の実施について責任を有する者（以下「輸送責任者」という。）又は専門家が同行している場合には、情報提供を受ける等最大限の協力を得るとともに、県等関係機関と密接な連携をとり消火活動に当たることとする。
- ② 輸送責任者又は専門家が同行していない場合又はこれらの者が被災した場合等で、その協力を得ることができない場合は、輸送物の形式、輸送物の標識、表示等から収納物の把握に努め、また、目視による確認、サーベイメータ等による計測等を行い、災害状況の把握に努めるとともに、その情報を県等関係機関に連絡し、専門家等の支援を要請することとする。

(2) 現場における情報収集活動

消火にあたっては、輸送責任者又は同行の専門家から情報を収集し、放射性物質による汚染、被ばくのおそれがあることが判明した場合には、輸送責任者又は専門家の協力を得て、救急救助活動、消火活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法等について慎重に検討することとする。

輸送車両には、「放射性物質の取扱方法等を記載した書類」の携行が義務づけられている（L型輸送物を除く）ので、可能な場合はこれを活用することとする。

【収集する情報の内容】

放射性物質自体の性状	火災等による放射性物質への影響
① 火気、熱気に対する危険性	① 輸送容器の亀裂等の有無及び程度
② 禁水性、毒劇性	② 火災と輸送容器との位置関係
③ 汚染又は汚染拡大の可能性	③ 放射線の強度等の検出状況
	④ 周辺への影響の可能性

(3) 専門家との連携

国の専門家等が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応する。

(4) 消防隊員等の安全確保

消防活動の実施にあたっては、防護服、自給式呼吸器等の着装、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被ばく測定用具の所持等により消防隊員の汚染又は被ばくを最小限にとどめるよう配慮することとする。また、必要に応じ、汚染検査と除染を行うこととする。

第2 放射性同位元素取扱事業所の火災に対する消火活動

1 消防本部の措置

(1) 消火活動の実施

放射性同位元素取扱事業所の火災は、放射線による被ばくや放射性同位元素による汚染のおそれがあることから、事業者の協力を求めるとともに、あらかじめ作成した警防計画や次の点に留意して消火活動を実施することとする。

- ① 火災が放射線施設等に係るものか否か、又は放射線施設等への延焼危険の有無
- ② 放射性同位元素の拡散危険の有無
- ③ 要救助者の有無
- ④ 放射線量

(2) 消防警戒区域の設定

消防警戒区域を設定するにあたっては、風向や放射線レベルに関する施設側の意見を考慮の上、一般の警戒区域より広く設定することとする。

(3) 放射線危険区域の設定

職団員の安全管理及び汚染の拡大防止を図るため、施設管理者に対して概ね 1mSv/hr 以上の放射線が検出された範囲を基準として放射線危険区域の設定を求めることとする。

施設外へ放射能が広がる可能性がある場合は、至急県等関係機関に連絡し、助言を仰ぐとともに、周辺住民への広報、避難指示等の実施検討することとする。

(4) 危険区域への進入

危険区域への進入に当たっては、防護服とともに自給式呼吸器等を着装するとともに、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被ばく測定用具を所持することとする。

危険区域から退出する前に、必ず汚染検査を行うことを原則とし、その結果必要があれば除染を行うこととする。

(5) その他

消火活動の詳細については、消防庁が定める「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」「放射線施設等の消防活動のための手引」に基づき、各消防本部において定めることとする。

第9章 飲料水、食物等の摂取制限等

放射性物質に汚染された飲料水等の摂取制限等について定める。

第1 飲料水の摂取制限と供給

- 1 市は、県が行う緊急モニタリングの結果、飲料水の汚染度が、原子力安全委員会が定める指標を超え、またはそのおそれがあると認められるため、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置を講じるよう指示があった場合は、汚染水源の使用を停止するとともに、その水源に接続された配水池エリアの飲料水の摂取制限を実施する。
- 2 市は、飲料水の摂取制限を実施したときに、万一、住民の備蓄飲料水等では不足すると認められる場合は、地震対策編第3章第15節「上・下水道計画」に基づき、住民への応急措置を講じる。

第2 飲食物の摂取制限と供給

- 1 市は、県が行う緊急モニタリングの結果、飲食物の汚染度が、原子力安全委員会が定める指標を超え、またはそのおそれがあると認められるため、汚染飲食物の摂取の制限、又は飲食禁止の措置を講じるよう指示があった場合は飲食物の摂取制限を実施する。
- 2 市は、飲食物の摂取制限を実施したときに、万一、住民の備蓄飲食物等では不足すると認められる場合は、地震対策編第3章第16節「食糧供給計画」に基づき、住民への応急措置を講じる。
- 3 農林水産物の採取及び出荷制限
 - (1) 県は、緊急モニタリングの結果、農林水産物の汚染度が、原子力安全委員会が定める指標を超え、またはそのおそれがあると認められるときは、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷の制限等必要な措置を自ら行うか、又は市に指示することとする。
 - (2) 市は、県から上記の指示があった場合は、同様の措置を講じることとする。

第10章 災害時要援護者支援対策の実施

高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者に対する迅速、的確な対応について定める。

第1 情報伝達

市は、県と協力して、高齢者・障がい者等災害時要援護者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

情報伝達ルート	市、県・市社会福祉協議会、福祉ボランティア等
伝達手段	広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ、インターネット、ひょうご防災ネット（メール配信）、エリアメール

第2 避難対策

市は、通常の音声・言語による手段では適正に情報が入手できない障がい者に対し必要に応じ、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等を派遣することとする。

1 避難指示・伝達方法

- (1) 市は、名簿等の活用により居宅に取り残された要援護者の迅速な発見を行うこととする。
- (2) 市は、自主防災組織、民生委員、児童委員等地域住民の協力による災害時要援護者の避難誘導が行われるよう努めることとする。
- (3) 社会福祉施設等の管理者等は、地域近隣住民の協力を求め、迅速な避難等に努めることとする。
- (4) 市は、避難所等において要援護者の把握とニーズ調査を行うこととする。
- (5) 市は、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めることとし、緊急に施設で保護する必要性がある者に対しては、一時入所等の措置を講じることとする。

2 生活支援

- (1) 市は、おむつやポータブル便器等生活必需品に配慮することとする。
- (2) 市は、粉ミルク、やわらかい食品等食事内容に配慮することとする。
- (3) 市は、手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援を行うこととする。
- (4) 市は、巡回健康相談、戸別訪問指導や栄養相談等の重点的实施を行うこととする。
- (5) 市は、福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。

3 その他

- (1) 市は、社会福祉施設の被害状況調査を行うこととする。
- (2) 市は、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する事とする。

第 1 1 章 社会秩序対策の実施

対象原子力災害等が発生した場合の社会秩序の維持対策の実施について定める。

第 1 治安の確保

市は、対象原子力災害等の発生場所及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すこととする。

第 2 流言飛語の防止

市は、対象原子力災害等に係る正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止することとする。

第 3 悪質商法等の防止

市は、混乱に便乗した不当販売等を防止するために、商品及び役務の適正な取引に係る広報を実施するとともに、消費生活相談を強化することとする。

第4編 復旧計画

第4編 復旧計画

第1章 各種制限措置の解除

対象原子力災害等によってなされた各種制限措置の解除について定める。

第1 対象原子力災害等に係る各種制限措置の解除

市は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由のない限り、応急対策として実施された、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置を解除することとする。

第2 安全宣言

市その他関係機関は、対象原子力災害等によってなされた各種制限措置が全て解除されたときは、当該地域における安全が回復した旨を発表することとする。

第2章 風評被害等の影響の軽減

市は各マスメディアの協力を得ながら、的確な情報提供により、対象原子力災害等による風評被害等の未然防止を図ることとする。

万一、風評被害等が発生した場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のために、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等の施策に十分な配慮を行うこととする。

第3章 心身の健康相談体制の整備

事後における健康相談体制の整備について定める。

第1 原子力事業者の措置

核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等について、原子力事業者は、相談窓口を設置する等、被災者への対応のため必要な体制を整備することとする。

第2 市の措置

市は、対象原子力災害等の発生現場付近の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、通常健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じ、応急対策として設置した専門相談窓口を継続する等必要な健康相談体制を維持することとする。